

岩手県職労

号外

昭和34年4月1日

第3種郵便物認可

定価1部2円

発行所

盛岡市内丸10番1号

岩手県庁内

No.2299

2014年

9月29日

あなたの行動が、今後の自分たちの生活を左右します。県庁座り込みに最大限の結集を！

14 県人勸情報 - ⑧朝

県人勸闘争ヤマ場

本日、佐藤事務局長と2度目の交渉

給与制度総合的見直し勧告を阻止できるかが焦点

地方公務員共闘会議（議長：砂金良昭・岩教組委員長）は、本日、佐藤人事委員会事務局長と2度目の交渉を行う。人事院が8月に勧告した給与制度の総合的見直しは、地域間格差の見直しと称して給料表を平均2%引き下げることがを勧告した。24日に行った佐藤事務局長との1回目の交渉では、「均衡の原則に基づき検討する。公民較差をどう調整するか、給料表をどう扱うか検討している」と回答している。

人事委員会は、公民均衡が図られているとする、これまでの自らの勧告との矛盾点を説明できないまま、国準拠の考え方を強行する構えを依然として崩していないことから、総合的見直しの勧告を阻止するため、県庁座り込み行動を配置しながら、勧告阻止の取り組みを強化する。

本日午後からの行動に、多くの仲間と結集しよう！

人事院は、岩手を含む全国下位12県の民間賃金水準が全国平均と約2%の差があるとして、来年4月から給与制度の総合的見直しと称して給料表を引き下げることがを勧告した。これに対して地公共闘は県人事委員会に対し、「昨年の県人勸では公民均衡している旨の報告が出されており、県内の民間企業と県職員給与の較差はないことを人事委員会自らが示している。国の言い分に従って安易に給料表を引き下げることがあってはならない」と指摘し、勧告しないよう強く求めてきた。

約7割が地域手当受給対象者と言われる国家公務員に対し、地方公務員は3割しか受給対象者がおらず、特に岩手県内には地域手当支給地はない。私たちにとっては、給料表の引き下げでしかなく、「地域間配分

本日の交渉・行動日程

13:00 地公共闘総決起集会

会場：県公会堂大ホール

13:40 県庁へ移動

14:00 人事委員会事務局長交渉

県庁座り込み行動

県庁9・10・11階

交渉報告後解散

の見直し」という言葉を使った賃金合理化以外の何者でもない。

地方公務員給与を不当に引き下げようとする給与制度の総合的見直しを断固阻止するため、本日の交渉へ最大限の結集を図っていこう。

怒り ハガキに託された 要求

地公共闘は、人事委員会あて個人ハガキを取り組み、24日の交渉時に、4,970枚にのぼるハガキを佐藤人事委員会事務局長に対し提出してきた。私たち公務員労働者に一方的に制限されている労働基本権の代償機関として設置された人事委員会にも関わらず、私たちの生活実情を見ようとしない人事委員会当局に対し、組合員から多くの怒りや切実な要求がハガキに託されている。

- 役職名が上位になっても、基本給が減っている。さらに減らされるとなれば、働く元気がなくなるので、昨年度と同様の調査にもとづき勧告すること。
- 私の子どもは中3・小6です。これから高校・大学と進学するのにお金がかかりますが、給料は減る一方です。これでは、子どもに最低限の教育すら受けさせることができなくなります。
- 余裕のない生活です。負担をできるだけ軽減して生活していることを分かって下さい。
- 生活ができません。中央と地方の較差が広がりすぎることは容認できません。
- 復興に向け努力している私たちのガマンは限界です。
- 最近、灯油や電気料金の負担が重くなったと実感しています。寒冷地手当も十分に確保してください。

○[○]・。 事務局長交渉での課題（総合的見直し以外） 。・[○]○

▶ 生活水準維持のための月例給・一時金改善

これまでの交渉では「大きく好転していない」としつつも「マイナスはない」と回答。岩手県の一時金は国よりも低く、月例給・一時金ともに水準改善を求めていく。

▶ 自己負担解消に向けた諸手当の改善

消費増税やガソリン価格高騰により通勤にかかる自己負担が増えている。交通機関利用者においても、45,000円という満額支給上限額は全国最下位であり改善を求めていく。また、被災地域を中心に住居費の値上がりが激しく、5万円を超える自己負担の事例もある。

▶ 寒冷地手当の改悪阻止

市町村合併により宮古市全体が支給対象地外となったが、当該地区の気象実態と全く合っていない。実際の気象条件に基づいた寒冷地手当の支給を求めていく。